

令和3年3月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和3年3月10日（水）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：色見総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌		
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員：3番 首藤 光一委員

5、議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名に関する件
- 第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 第3 農地法第18条の規定による小作解約について【合意解約】
- 第4 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件
- 第5 非農地証明願承認に関する件
- 第6 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件
- 第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認について
- 第8 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認について【中間管理】
- 第9 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用配分計画（案）の承認について【中間管理】

6、農業委員会事務局職員

局長 後 藤 一 寛
係長 津 留 大 輔 係 丸 山 響

皆さん、こんにちは。

事務局 3月の農業委員会総会を、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。14名中13名の出席を確認しておりますので、ただ今から始めさせていただきます。

まず、会長のほうから御挨拶をいただきます。

議長 改めまして、こんにちは。

今年もとうとう最後の総会ということになりましたが、この1年を振り返ってみますと、営農型のソーラーのあれがやっと、ここを通過ができたということと、コロナにすべてのことが振り回されて、思うように自分たちの生活の活動も制限されたし、こういった会あたりも制限をされることが多分にあったかなと思っております。

一番気になることとといいますか、申し訳ないなと思うのは、新年会なり忘年会が一堂に会する機会がとうとうもつことができなかつたということで、非常に心残りとなっております。

この前も皆さんにお話をさせていただきましたけれども、来年度が任期最終の年度でございまして、最終的に一回どこかに研修に行かなければならないので、よろしくお願ひします。何か良いところがあつたら考えていてほしいというようお願いをしておりましたけれども、今の状況を見ますと、国内外ともに行つて歓迎をされる場所は多分ないだろうなというふうに危惧をしております。ワクチンとか特効薬とかが開発されれば、また話は変わりますけれども、現状ではこの研修会あたりもちよつとどうなのかなというふうに思っております。多分、来年度もこういった状況がある程度続くだろうと覚悟しておかなければならないと思っております。

毎月、総会に忙しい中にお出でをいただきますが、もう1年です。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。お疲れ様です。

事務局 それでは、早速入つてまいりたいと思ひます。

規則の定めによりまして、議事進行は会長のほうとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、農業委員会憲章の音頭を、今日は矢津田委員さんかな、よろしくお願ひします。

7番委員 農業委員会憲章ということで、読み上げたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

1つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

1つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

1つ、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

1つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

1つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

ありがとうございました。

議長 では、ありがとうございました。

それでは、ただ今から議事に入ります。

それでは、「議第48号」

事務局 議第48号、高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和3年3月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 議事録署名委員の指名でございますが、いかがいたしましょうか。

(複数委員) 議長一任。

議長 はい。一任ということでございますので、本日は10番の甲斐正一委員、12番の三森伸治委員にお願いをいたします。

続きまして、「報告第13号」

事務局 報告第13号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和3年3月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。報告案件でございますので、事務局のほうから説明をいたします。

事務局 はい。それでは、事務局より説明をさせていただきます。

議案書は5ページ、補足資料は2ページと3ページになります。

整理番号1番の案件につきまして、農振農用地区域外農地の畑1筆の相続になります。被相続人の住居に隣接する菜園程度の農地であり、借り手がつかないだろうということで、年に数回、家の手入れとともに相続人が自己管理を行うとのことでした。

事務局からは以上です。

議長 はい。ありがとうございました。

そういった今の事情のようなことで、この案件が出ておりますが、何か意見ございますか。ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、報告のとおりといたします。

続きまして、「報告第14号」

事務局 報告第14号、農地法第18条の規定による小作解約について【合意解約】。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和3年3月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これも報告の案件でございますので、事務局のほうから説明をしていただきます。

事務局 はい。農地法第18条による合意解約案件につきまして、事務局より説明をさせていただきます。

整理番号1番の案件につきまして、議案書は7ページ、補足資料は5ページと6ページになります。

当初、契約期間は平成19年9月から平成29年8月の間でしたが、法定更新により現在も続いている状態でした。ただ、現状は事実上の解約状態となっています。貸出人から借受人に対し、農地法での賃貸借権の設定を行っておりましたが、借受人は現在すでに営農を行っておらず、貸出人が営農を行っている状態のため、その現状に即した状態に権限を戻すために、今回、合意解約を行ったという報告が上がっております。今後の営農につきましては、先ほど申し上げましたとおり、自作を継続するとのことでした。

続きまして、整理番号2番の案件の御説明をします。議案書は7ページ、補足資料は7ページと8ページになります。

当初、契約期間は平成24年9月から令和4年9月です。貸出人から借受人に対し、農地法での使用賃貸借権の設定を行っておりましたが、出し手の都合により、新たな借り手に貸し付けるため、今回、合意解約を行ったという報告が上がっております。今後の営農につきましては、この後の基盤強化法案件におきまして申請が上がっておりますとおり、新たな借り手と賃貸借権を設定する予定です。

事務局からは以上です。

議長 はい。ありがとうございます。

番号1、2についても、双方の合意のもとに解約案件ということですので、別に問題はないかと思いますが、いかがでしょうか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、14号も報告のとおりとさせていただきます。

続きまして、「議第49号」

事務局 議第49号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年3月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これは担当委員さんの説明を求めたいと思います。三森委員さん、よろしく願いいたします。

9番委員 議第49号、農地法第3条審議資料による、番号1番、申請者等の情報は左記のとおりです。譲受人の要望により、贈与による所有権移転を行う農地法第3条申請になります。

現在、譲渡人は耕作を行っておらず、譲受人が実質管理を行っておりました。今後、営農につきましては、これまでどおり牧草の栽培を行う予定で、なお申請地は以前、今回の譲受人から譲渡人に対し贈与は認められており、今回の贈与はその返還を行うものになります。

補足資料は12ページから11ページをご覧ください。よろしく願いします。

議長 はい。ありがとうございます。

これについて、事務局のほうから補足の説明がございします。

事務局 はい。ただ今の整理番号1番の案件につきまして、補足をさせていただきます。

今回の整理番号1番の案件は、畑1筆の農地法第3条、贈与の許可申請になります。申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの要件を満たしています。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

なお、今回の案件は、以前に今回の譲受人から譲渡人に対して贈与されたものでありますが、譲受人の都合により、所有権を元通りに戻すというものになります。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。ありがとうございます。

今、事務局のほうから説明がございましたけれども、一回贈与されたものをまた元に戻すというような形で理解していいですかね。

はい、分かりました。

何か問題はございしますか。

(複数委員) ありません。

議長 ありませんね。はい、ないようでございましたら、このように決定をいたします。

続きまして、番号2ですね。よろしく願いします。

8番委員 議案書のほうは10ページ、補足資料のほうは12ページ、13ページになります。

議第49号、農地法第3条審議資料。

番号2、申請者等の情報は左記のとおりです。譲渡人の要望により、売買による所有権移転を行う農地法第3条申請になります。現在、耕作放棄地となっていた申請地を、周辺の耕作放棄地もあわせて解消を行っている最中であり、解消後の営農についても現在計画中ですが、自己所有地に隣接しており、維持管理は十分に行うとのことです。

13ページの写真にもありますように、御夫婦で自己所有のミニ四駆によりまして・・・のレンコンの掘り上げ等を、現地確認をしました。2月24日にされておりました。よろしく願います。

議長 はい。ありがとうございました。

これについても事務局のほうから補足をいたします。

事務局 はい。ただ今の整理番号2番の案件につきまして、事務局より補足をさせていただきます

議案書は10ページ、補足資料は12ページと13ページです。

畑4筆の農地法第3条、売買の許可申請になります。申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの要件を満たしています。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

なお、譲渡人は遠方に居住する土地持非農家であり、管理ができず、耕作放棄地となっておりましたが、今回、譲受人が耕作放棄地を解消し、耕作を再開されるということです。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。ありがとうございました。

今、岡本委員さん、あるいは事務局のほうから補足説明がございましたけれども、見てみますと、確かに開墾をなされておるというのを目の当たりにしております。多分、私もこの譲受人の方は多少知っておりますけれども、一生懸命やられる方だというふうには認識をしておりますけれども、何か御意見ございますか。ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、番号2もこのように決定をいたします。

続きまして、「議第50号」

事務局 議第50号、非農地証明願承認に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年3月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 これは、先日、私と甲斐委員さんと立ち会いまして、今日は甲斐委員のほうに説明をお願いいたします。

10番委員 議案書は12ページの1です。補足資料のほうは、15、16ページを見ていただきたいと思います。

議案第50号、非農地証明願承認について。

申請人は後継者はおらず、買い手も見つからなかったため、昭和の時代に耕作を放棄し、その後、現況が農地でなくなって10年以上が経過していることから、農地法の適用を受けられない事実確認願を提出されました。農業委員、私甲斐正一、城井若生氏と事務局による現地確認において、農地への復旧見込みがないと判断し、非農地化が適当であると判断いたしました。

どうか慎重に審議していただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長 はい。ありがとうございました。

事務局から補足がございます。

事務局 はい。ただ今の案件につきまして、事務局より補足をさせていただきます。

議案書は12ページ、補足資料は15ページ、16ページです。

申請地は、4筆ともに登記が田で、昭和の時代に耕作を放棄し、農地ではない状態となっていました。現在では、営農を再開できるような状態ではなく、現況に即して非農地判断を受けたいという申請になります。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。ありがとうございました。

今、甲斐委員さんから言われたとおり、私も立ち合いました。私もしょっちゅう行くところでございまして、大野川の川、1筆は河川敷というようなところで、水害のときには水が上がるというような立地のところでもございました。言われたように、ここを農地に戻すことは不可能だというようなことで見てまいりました。

いかがですか。何かございますか。ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。異論はないということでございますので、このように決定をいたします。

続きまして、「議第51号」

事務局 議第51号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年3月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これに関しましては、2番の高崎委員さん、御説明をよろしく申し上げます。

2番委員 議案第51号、農地法第5条審議資料。

14ページの1番です。補足資料は18、19ページです。

これは申請者等の情報は左記のとおりです。新型コロナウイルスの予防接種を実施するにあたり、現在の役場庁舎の駐車場では手狭であり、接種会場となる役場庁舎に来庁する接種者の駐車場を確保するために隣接する農地を一時的に転用し、駐車場を整備する農地法第5条申請となります。

なお、一時転用期間は、許可日から3年になります。

よろしく申し上げます。

議長 はい。ありがとうございます。

これについても事務局のほうから補足を求めます。

事務局 ただ今の案件につきまして、事務局より補足をさせていただきます。

議案書は14ページ、補足資料は18ページと19ページです。

整理番号1番をご覧ください。申請地の農地の区分は第1種農地です。事業内容は新型コロナウイルスの予防接種に係る臨時駐車場の整備を4月中に実施する予定です。申請書には、事業計画図、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局では資力及び信用、申請に係る用途に遅滞なく供することに確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

申請地は、農地の区分が第1種農地ではありますが、不許可の例外規定にあります事業期間が3年以下の一時転用であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しています。

なお、今回は緊急の案件であり、使用貸借権による一時的な適用で申請しておりますが、町としては慢性的な駐車場不足の問題もあることから、将来的には永久的に駐車場として利用するため、売買の方向も検討したいとのことです。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。ありがとうございます。

こういったところも、先ほど申し上げました新型コロナウイルスの影響が出てきとるなと思っておりますが、これは人命に関わることで

ございますし、非常に大切なことでございます。絶対これは必要なことであろうと私は思いますが、いかがでしょうか。

(複数委員)

はい。

議長

はい。異論がないということでございますので、このように決定をいたします。

続きまして、「議第52号」

事務局

議第52号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年3月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長

はい。経営基盤強化促進法に基づくものでございますので、事務局のほうから説明をしていただきます。

事務局

はい。それでは、事務局より説明をさせていただきます。

議案書は16ページと17ページ、補足資料は21ページから25ページをご覧ください。

整理番号1番及び2番を借受人が同一のため、あわせて説明させていただきます。

農地の出し手は2人で、10筆の賃貸借権の設定になります。契約期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間で、反当1万円で設定されています。これまでは相対契約を行っていた農地を正式に農業委員会の許可を受けようとする案件になります。利用内容は、キャベツ等野菜の栽培を行うとのことです。

続きまして、整理番号3番から13番の案件をまとめて御説明させていただきます。

議案書は18ページから21ページ、補足資料は26ページから49ページになります。

整理番号3番から13番をご覧ください。

農地の出し手は11人で、26筆の賃貸借権の設定になります。契約期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間で、反当5,000円から1万円の範囲で設定されています。先ほどの案件と同じく、これまでは相対契約を行っていた農地を正式に農業委員会の許可を受けようとする案件になります。利用内容はキャベツ等の野菜の栽培を行うとのことです。

事務局からの説明は以上です。

議長

はい。ありがとうございました。

番号1と2に関して、相当筆数が多いですが、現在、・・・ございますが、小作のような形で利用しているのを正式に表に出したというふうに感じておりますけれども、何か御意見ございますか。ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、このように決定をいたします。

事務局 続きまして、「議第53号」・「議第54号」
議第53号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認について【中間管理】。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和3年3月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。農地利用集積計画、中間管理機構を利用しての案件でございますが、事務局のほうから説明をいたします。
同じあれでございますので、53号と54号は同時に進行をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

事務局 25ページからの議第54号もあわせて審議をお願いします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用配分計画(案)の承認について【中間管理】。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和3年3月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。
戻っていただいて、議案書23ページ、24ページをまずお開きください。
補足資料は51ページからになります。51ページから最後のページまでになります。
まず、番号1、賃貸借権設定、利用権を設定する者がこちらの方で、8筆を農業公社、農地バンクに預け入れをしまして、貸渡すという案件になります。これは新規案件となります。農地バンクに預ける契約期間は10年です。令和3年5月1日から令和13年4月30日までとなります。小作料、反当1万5,000円、これは一般田と水稻を栽培されるというところでの貸付けになります。
24ページの番号2になります。こちらは大字津留の田んぼ2筆を農地バンクに貸し付ける案件になります。こちらにも契約期間は10年、令和3年5月1日から令和13年4月30日まで、農地バンクに預ける契約となります。こちらは物納、反当60kgの物納となっております。
続きまして、議案書の26ページをご覧ください。こちらが農地バンクが預かった、ただ今の農地を配分する計画書になります。
番号1の農地、先ほどの集積計画の番号1の農地と大字野尻の農地を、この番号1の設定を受ける者に貸し付けるという計画書となっております。
同じく、番号2につきましては、先ほどの集積計画の大字津留の田2筆をご覧の権利設定を行うものです。

配分のほうにつきましては、農業公社の指導により、まずは5年の貸付計画で、5年掛ける2回の10年というような方針がございますので、5年となっております。

説明は以上です。

議長

はい。ありがとうございました。

これも番号1については、先ほど出ましたところと一緒にございましたので、ついで見させてもらいましたが、現時点ではきちっと……管理をされておると。田んぼにすぐなる状況にあるかなと思って見せさせてもらいました。

番号2については、権利を受ける方は、以前から耕作していましたか。

事務局

そうです。はい。この番号2の大字津留の字川田代の田については、これは今現在、すでに借り受けているところでございまして、以前は基盤法で契約されていて、その期限が切れましたので、今回、農地バンクに乗せて再契約という形になります。

議長

はい、分かりました。

多分、農家さんの……も田んぼだったなと思って見ておりましたけど。かなり筆数が多かったり、小面積だったりして、大変かとは思いますが、こういったようなことで契約ができておると。できておると言っているのかどうか分かりませんが、手はずが整っておるといっていいのかわかりませんが、何か御意見ございますか。ありませんか。

(複数委員)

ありません。

議長

はい。ないようでございますので、このように決定をいたします。

今日の案件は以上で終わりとなります。

お疲れ様でございました。

ありがとうございました。(録音終了)